

商工神奈川

2019 6

TOP NEWS ▶ 本会第64回通常総会を開催



Contents

〈巻頭〉本会第64回通常総会を開催	2
組合Q&A	5
〈特集〉中小企業白書の概要	6
中央会トピックス	8
情報連絡員の声	10
PRひろば・専務理事のちょっと役に立つ話	12
今月の逸品・編集後記・労務全般専門相談・ブログ案内	13



連携で明日を拓く

神奈川県中小企業団体中央会

URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

森会長再任

令和元年度事業がスタート

本会第64回通常総会開催

本会は、第64回通常総会を令和元年5月29日(水)、横浜市西区の横浜ロイヤルパークホテルにおいて開催した。冒頭、森会長より次のとおり挨拶を行った。

さて、我が国経済は、外需の低迷によって、生産や輸出が落ち込み、景気動向指数からみた国内景気の基調判断は、6年ぶりに「悪化」となりました。今後、米中貿易摩擦が一段と激しくなれば、国内景気に影響を与える可能性があり、注視していく必要があろうかと存じます。特に、中小・小規模事業者としては、原材料費や人件費が高騰するなど、引き続き経営コストの上昇圧力が強いなか、人手不足、後継者問題、事業承継、消費増税など、様々な経営課題に直面しています。



こうした状況下ではありますが、本会におきましては、平成30年度、「中小企業連携組織の機能強化にむけた支援」を強力に推進するとともに、新たに取り組んだ「働き方改革への支援」、「経営革新計画の策定」など、5つの重点支援分野において、積極的に事業を展開いたしました。その結果、おかげ様で、計画どおりの事業を遂行することができ、一定の成果を挙げることが出来たと考えております。

令和元年度の予算は、神奈川県の本会補助金につきましては、中小企業連携組織の役割・機能の重要性をご理解いただき、前年度同額となりました。この補助金を、中小企業組合の皆さまにご満足いただける中身の伴った支援として活用すべく、身を引き締めて取り組むことが責務であると考えております。皆さまのご期待に応えるべく、引き続き中小企業連携組織の専門支援機関として、より一層、会員組合に密着した事業を展開してまいります。

ここで、ひとつご報告させていただきます。今般、全国中央会 大村会長より次期会長に就任するよう後継指名をいただきました。私なりに熟慮を重ねまして、会長選挙に立候補させていただきました。選挙結果につきましては、6月の総会で決定することになりますが、中小・小規模事業者が元気にならないと、日本経済は活力を失ってしまいます。そのために、国に対して全力で働きかけを行うなど、今まで以上に組合、中小・小規模事業者のために、尽力していく所存でございます。

総会概要

会員556名(うち本人出席165名)の出席のもと、事業計画、収支決算、経費の賦課及び徴収方法等の各議案が原案通り可決、決定された。また、会長選挙が行われ、森会長が再任となった。

森会長は、「連携組織並びに中小企業をたばねる中央会の役割というのは、使命としては難しいものであるが、皆様方と心をひとつに、力を合わせて、県下中小企業団体と傘下企業の発展のために邁進する決意である」旨の会長再任の挨拶を行った。

また、当日は来賓を代表して黒岩祐治神奈川県知事、梅沢裕之神奈川県議会議長、大村功作全国中小企業団体中央会会長、新見明久日本銀行横浜支店長よりご挨拶をいただいた。

事業計画に盛り込まれた令和元年度に取り組む重点的分野は以下のとおり。



基本方針

中小企業が実質的に成長、発展を図るためには、個々の自助努力に加えて、相互の経営資源を補完し合い、共同の力で経営課題の解決に取り組む中小企業組合を始めとする中小企業連携組織の役割がますます重要となり、それら連携組織を支援する中央会の社会的役割も増している。

そこで、本会では、中小企業が新たに直面するこれらの課題はもとより、業界や中小企業連携組織ごとに異なる様々な経営課題を、日々の巡回訪問や電話・来会相談により、しっかりと把握し、適切な支援施策の活用により課題解決に向けた支援を実施していく。

令和元年度も中小企業と中小企業連携組織の振興、発展のため、全力で取り組みを進める。特に、多様な連携グループの結成を積極的に推進し、この中小企業連携組織が取り組む、事業承継、幅広い経営革新につながる挑戦、人材確保・人材育成、成長するアジア経済を取り込むための海外展開、新技術・新製品・新サービスの開発、商談会開催による販路開拓を重点支援として実施する。

本会の支援活動を支える、神奈川県からの中小企業支援予算を積極的に活用し、県内中小企業支援機関・金融機関とも戦略的な連携を図り、中小企業の皆さまに、より満足していただけることを目標に活動を行う。

また、国の平成30年度補正予算として成立した、7回目となる「平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」事業を神奈川県地域事務局として引き続き取り組み、「連携」をキーワードに販路開拓・販売促進、競争力の強化を推進する。さらに、働き方改革関連法の円滑な施行に向けて、「神奈川働き方改革推進支援センター」を設置し、専門家による電話・来所相談等を実施し、中小企業・小規模事業者が抱える人手不足等の解消に向けた課題に対応する。

以上を踏まえ、本会が令和元年度に重点的に取り組む支援分野は、次の5分野とする。

中小企業連携組織及び中小企業のための

- (1)機能強化にむけた支援
- (2)設立・創出の推進
- (3)成長分野、経営革新及び「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」事業への取り組み支援
- (4)人材の確保と育成の強化
- (5)政策提言活動の推進

－ 重点項目 －

中小企業連携組織及び中小企業のための

1 機能強化にむけた支援

- (1) 巡回訪問により組合の抱える問題・課題を把握し、解決にむけた支援を行う。
- (2) 専門家による経営相談により、高度な課題につき解決にむけた支援を行う。
- (3) 組合等の活性化・事業再構築など新たな共同事業にむけた提案と支援を行う。
- (4) 組合等による新たなビジネスチャンス拡大のための商談会の支援を行う。
- (5) ITの活用により、業務の効率化、生産性の向上及び情報発信力の強化を支援する。
- (6) 組合管理運営・共同事業等の強化を図るための研究会、講習会及び専門家を派遣する現地指導事業等を活用した支援を行う。
- (7) 官公需適格組合制度の活用にもつた活動を支援する。
- (8) 県の中小企業支援施策を中核に、その他国等の中小企業施策も積極的に活用し、支援する。
- (9) 県下中小企業支援機関、金融機関等との連携を強化し、ワンストップサービスによる中小企業支援を行う。

2 設立・創出の推進

- (1) 協同組合、企業組合等の機能・役割・メリットを活かした設立支援を強化する。
- (2) NPO、一般社団、一般財団等、組合以外の多様な連携組織の設立を支援する。
- (3) 産学公金・農商工・異業種・同業種間など多様な連携により、新たな事業構築を目指す連携組織の創出を推進し、支援する。
- (4) 組織化の拡大に向け、認可行政庁である国・県・市町村及び地域の中小企業支援機関等との連携を深める。
- (5) 中小企業の各種連携組織のPRを積極的に行う。

3 成長分野、経営革新及び「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」事業への取り組み支援

- (1) 環境・エネルギーをはじめ、健康、観光、そして海外展開事業など中小企業が取り組む成長分野へのチャレンジに支援を行う。
- (2) 幅広い経営革新の立案、計画承認からフォローアップの支援を行う。
- (3) 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」事業の神奈川県事務局として、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等のための支援を行う。
- (4) 環境経営の取り組みであるエコアクション21の認証取得を推奨、支援するとともに、エコアクション21地域事務局としての活動を推進する。

4 人材の確保と育成の強化

- (1) 組合リーダーや中小企業人材の育成支援を強化する。
- (2) 組合の傘下中小企業における後継者や事業承継を支援する。
- (3) 青年中央会、女性経営者中央会等の関係団体との連携を強化し、人材育成を支援する。
- (4) 神奈川県、労働局等の関係機関との連携により、「神奈川働き方改革推進支援センター」を設置し、労働環境整備事業への支援を行う。
- (5) 地域中小企業の人材の確保を推進する。

5 政策提言活動の推進

- (1) 中小企業組合及び傘下中小企業が環境変化に対応するための課題や成長のためのニーズにつき本会専門委員会等を通じて的確に把握し、国及び地方公共団体等に対し適時適切な政策提言を行う。
- (2) 国及び地方公共団体の中小企業のために措置される経済対策を強力に推進する。

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・公認会計士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合

Q

A

第21回



成田博隆 先生
所長
成田公認会計士事務所

Q. 私どもの組合が所有する組合会館は建設後25年を経過し、今期中に屋根及び外壁の塗装を行う予定です。塗装業者の見積もりによれば、屋根、外壁の塗装にそれぞれ200万円、480万円必要とのこと。

合計680万円を今期の費用として計上すると赤字になると見込まれるため、これを資本的支出として建物勘定に追加計上し、減価償却を行うこととしたいと考えておりますが、組合会計上問題はないでしょうか。

A.

組合がその有する資産について修理または改良のために支出した金額のうち法人税法上修繕費として損金に算入されるのか又は固定資産に追加計上し、その後減価償却を行うべきかの判断は実務上しばしば経験するところであり、税務調査に際してもトラブルが生じやすい問題であるため、関連する法令に照らして検討してゆきましょう。

改良などのため支出した金額のうちその固定資産の使用可能期間の延長または価値を増加させる部分は資本的支出であり、固定資産の追加取得となります。他方通常の維持管理または原状回復のための支出は収益支出であり、修繕費として会計上期間費用として計上され、損金算入されます(法人税法施行令第132条)。

法人税基本通達7-8-1資本的支出の例示が、また、7-8-2には収益的支出の例示がされています。

7-8-1では物理的に付加した部分、用途変更のための模様替え等改造又は改装のための費用、特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合の通常取替の場合に要する費用を超えた部分の費用等が資本的支出とされ、7-8-2では建物の移えい又は解体移築をした場合におけるその移えい又は移築に要した費用の額、機械装置の移設に要した費用(解体費を含む。)の額、地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛り等に要した費用の額、建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなったために行う床上げ、地上げ又は移設に要した費用の額、現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額及び砂利道又は砂利路面に砂利、碎石等を補充するために要した費用の額が修繕費として例示されています。

一の修理、改良等のために要した費用の額が20万円に満たない場合や、その修理、改良等がおおむね3年以内の期間を周期として行われることが既往の実績そ

の他の事情からみて明らかである場合は修繕費に該当します(法人税基本通達7-8-3)。

その他にも災害の場合の資本的支出と修繕費の区分の特例があり(法人税基本通達7-8-6)、被災資産につきその原状を回復するために支出した費用や被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出した費用を修繕費として損金算入することを認めています。

その他にも7-8-4 形式基準による修繕費の判定、7-8-5 資本的支出と修繕費の区分の特例、その他7-8-6～7-8-10があります。

さて、本問の事例について考えますと、屋根や外壁については一定の期間経過後には通常の維持管理として塗装をする必要があると判断されます。これは建設時に想定されていた耐用年数に渡って建物本体が本来の機能を維持するために必要な管理費用であり、その建物の使用可能期間の延長または価値を増加させるための費用ではないものと考えられるからです。

従って、今期中に行われる予定の屋根及び外壁に係る塗装工事費用については法人税基本通達7-8-1の例示等に該当するものでない限り会計上その全額を修繕費として処理すべきものであり、これを計上すると赤字になるからといって建物に追加計上することは妥当な処理とは言えません。

ただし、これを資本的支出として処理する場合、税務調査では繰越欠損金控除の期限切れ等の課税上の問題がなければこれを否認することはないものと思われます。ここで、税務上問題が無ければ会計上も適正であると考えられる方も少なくないと思われますが、ご質問のケースのように不適切な会計により組合の経営成績は実態よりもより良く表示され、組合脱退者への持分の払戻額も過大になるおそれのある処理を認めるわけにはいきません。組合の監事監査の立場からこの点は重要です。

④回答内容は個別の組合の事情によって異なる場合があります。

組合個別
専門相談

●通常相談は無料、秘密厳守●

■ 次回日程

◎法律、税務・経理

令和元年

7月3日(水)

午後1時～4時 本会会議室にて

●電話予約をお願いします。 本会 業務推進部 TEL:045-633-5131

2019年版 「中小企業白書」の概要

平成31年4月26日(金)、2019年版「中小企業白書」が中小企業庁より発表された。「第1部 平成30年度(2018年度)の中小企業の動向」、「第2部 経営者の世代交代」、「第3部 中小企業・小規模企業経営者に期待される自己変革」の3部構成となっている。

第1部 平成30年度(2018年度)の中小企業の動向

第1部では、最近の中小企業の動向についての分析に加え、中小企業の人手不足や開廃業の状況などについて分析を行う。

●中小企業の動向

我が国経済は緩やかな回復基調にあり、これに伴い、中小企業の経常利益が昨年に引き続き過去最高水準にあるなど、改善傾向にある中小企業の景況などを分析する。

●中小企業の構造分析

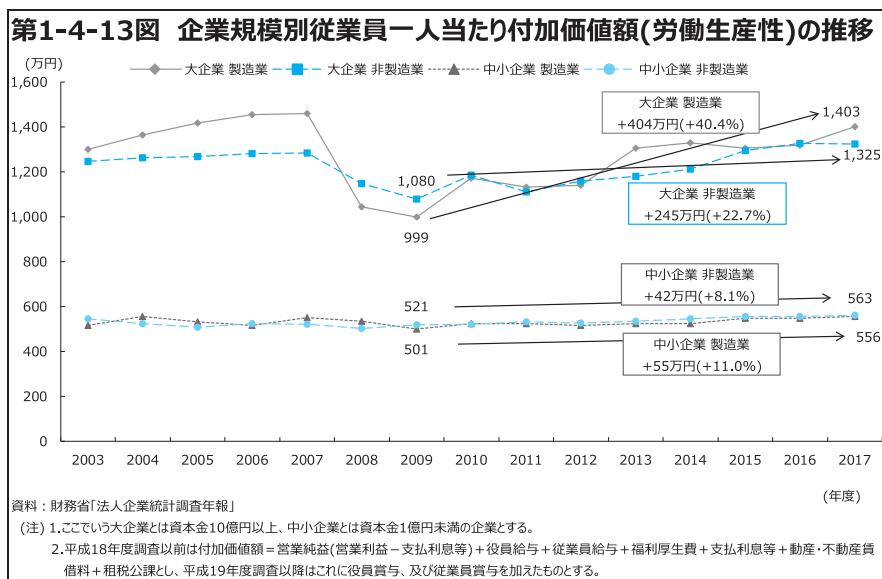
中小企業の企業数の増減や、それに伴う従業者数及び付加価値の変化を分析する。足下の4年間で、存続している企業が付加価値を伸ばすことで、廃業した企業による減少分を上回って、全体で見ると成長していることなどを示す。

●財務データから見た中小企業の実態

(一社) CRD 協会のデータを用いて、中小企業の黒字／赤字や資産超過／債務超過の経年変化、業績のばらつきの拡大などを示す。また、設備投資が財務パフォーマンスに与える影響について、その因果関係を示す。

●人手不足の状況

中小企業の人手不足の状況を、従業員過不足 DI や有効求人倍率などから概観し、大企業と比較して労働生産性が伸びていないこと、賃金や休暇などの待遇面に差があることなどを示し、人手不足解消のための材料を提供する。



●開廃業の状況

開廃業の国際比較、業種別、都道府県別の状況などを示す。

第2部 経営者の世代交代

第2部では、経営者の高齢化を踏まえ、引退する経営者や、新たに経営者になる者について、その現状や課題などについて分析する。

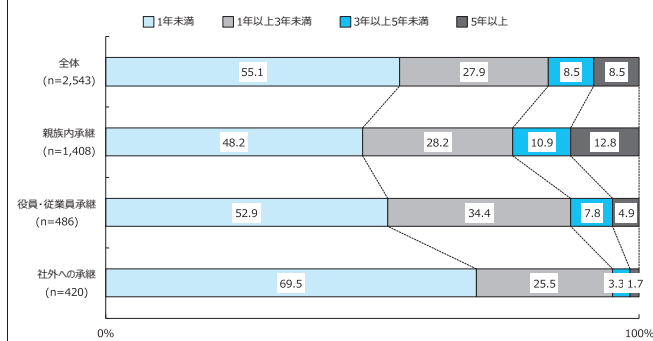
●経営資源の引継ぎ

事業承継や、廃業に伴う経営資源の引継ぎについて、特に引退する経営者に着目して分析する。具体的には、若い世代への事業承継が企業の業績にプラスの影響を与えること、事業承継や経営資源の引継ぎのためには早めの準備が必要であることなどを明らかにする。

●次世代の経営者の活躍

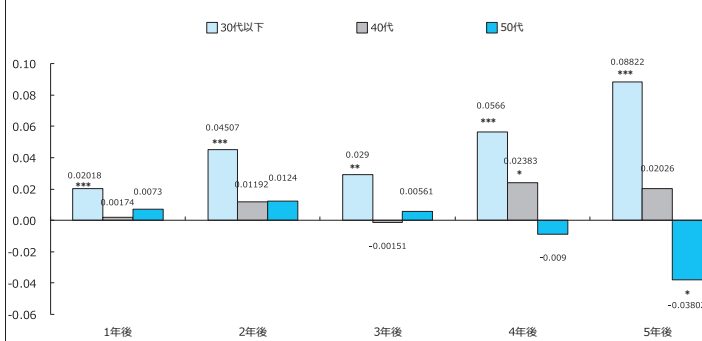
起業や事業承継により、新しく経営者になる者に着目して分析する。具体的には、経営資源を引き継いでの起業や事業承継の際の課題や取組、売上高の成長や雇用の拡大を志向する企業の傾向などについて示す。

第2-1-7図 事業承継の形態別、後継者決定後、実際に引き継ぐまでの期間



資料：みずほ情報総研(株)「中小企業・小規模事業者の次世代への承継及び経営者の引退に関する調査」(2018年12月)
(注)1.引退後の事業承継について「事業の全部が継承している」、「事業の一部が継承している」と回答した者について集計している。
2.「全体」には、後継者との関係について「その他」と回答した者も含まれる。

第2-1-26図 後継者の年齢別、事業承継が総資産に与える効果



資料：一般社団法人CRD協会「平成30年度財務情報に基づく中小企業の実態調査に係る委託事業」(2019年3月)
(注)1.グラフは、対数化した総資産について対数群と処置群の変化の差を示している。
2.グラフ上のアスタリスクは統計上の有意水準を示しており *…10%有意 **…5%有意 ***…1%有意 となっている。

第3部 中小企業・小規模企業経営者に期待される自己変革

第3部では、社会が大きく変化の中で、中小企業・小規模企業の経営者に期待される自己変革や、周囲の関係者との関わり方の再構築について、検討材料を提供する。また、その典型例として、災害対策について分析を行う。

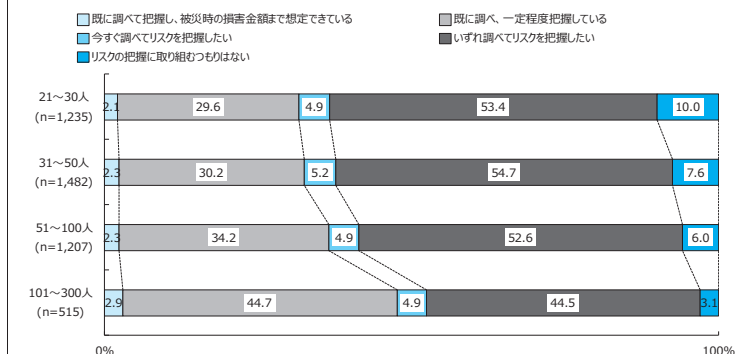
●構造変化への対応

人口減少、デジタル化、グローバル化といった経済・社会構造の変化の中で、中小企業や小規模企業の経営者がどのように行動変容すべきか、また、ステークホルダーとの関係をどのように再構築していくべきか、データや事例を用いてヒントを示す。

●防災・減災対策

近年多発している自然災害における中小企業の被災や復旧の状況を分析し、災害に関するリスク把握や損害賠償保険加入を含む事前対策の進捗や、実施にあたっての課題などについて示す。

第3-2-17図 従業員規模別に見た、自然災害に関して自社が抱えるリスクの把握状況



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「中小企業の災害対応に関する調査」(2018年12月)
(注)自然災害に関して自社が抱えるリスクとは、「事業所等に対する、水災による浸水リスク・地震による損壊リスク等」のことを指す。

最後に、中小企業白書には、中小企業経営者に有益な資料、事例が数多く掲載されています。中小企業白書を一読され、経営の参考にすることをお勧めいたします。

参考 URL : <https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/>

本会主催 全組合対象講習会

「中小企業こそSDGsが稼ぎの種になる～中小企業にウォッシュはない～」を開催

平成31年4月23日(火)に横浜商工会議所(横浜市中区)にて、本会主催による標記講習会を開催しました。

第一部では、現在、県内の企業や行政機関で話題となっているSDGs(持続可能な開発目標)について、神奈川県SDGs顧問である株式会社博報堂DYホールディングスの川廷昌弘氏を講師として招聘し、SDGsの概要や神奈川県での取り組みをご説明頂きました。第二部と第三部では、“中小企業は、活動そのものがSDGsになぞらえられる”という視点のもと、県内中小企業者の事例発表とパネルディスカッションを行い、その活動の概要だけではなく、動機や現時点での自己評価など、様々な議題に触れ参加者とともに理解を深めました。

参加者は県内事業者だけでなく、金融機関や行政機関の関係者等、多岐に渡り、80名を超える盛況ぶりで、参加者が熱心に耳を傾ける姿はとても印象的でした。

た。この点からも、いかにこのテーマへ関心を寄せている方が多いかがわかり、今後中小企業においても、事業との結び付きを創り、発信することでビジネスチャンスの拡大が図れることに期待が膨らみました。

SDGsの概要については下段頁にも記載してございますので、是非ご一読下さい。



第一部にて講演する川廷氏

最近よく耳にするSDGsとは？

～SDGsは持続可能な開発目標です～

SDGsは、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため設定された、2030年を年限とする17の未来志向の開発目標です。17の開発目標には、「貧困をなくそう」、「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」、「住み続けられるまちづくりを」等があり、さらに169のターゲットと232の指標が設定されています。また、SDGsは認証制度ではなく、「できるところから、いつでも始められる」ことが特徴の一つで、自社のペースで気軽に取り組むことができる自発的な取り組みを促すものです。

SDGsの達成にあたっては、民間企業、特に中小企業の力が重視されており、SDGsそのものが国が企業に取組んでほしいことを明確に示したものであるため、目標を達成するための新たな商品やサービスの需要は高く、ビジネスチャンスがさらに拡大することが期待されています。また、SDGsに沿った活動を行っていることが、企業の新たな評価軸となり、「従業員の確保」「やりがい」につながる例も既に報告されており、企業が取り組むことで得られるメリットが多く存在します。

また、神奈川県は、「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」の両方に全国で唯一選ばれており、様々な取り組みを行っております。取り組みの一環として、SDGsの普及促進のため、本会の制作協力の下、県内中小企業及び団体による事例も含めたオリジナルガイドブックを作成しました。下記ホームページでご確認頂けますので、是非、ご一読下さい。

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r5k/sme-guide.html>

【お問合せ先】

神奈川県中小企業団体中央会 組織支援部 TEL : 045-633-5133
神奈川県 政策局 政策部 総合政策課 TEL : 046-265-0908



17のゴールをイメージしたSDGsロゴマーク

神奈川県商店街振興組合連合会第50回通常総会開催

神奈川県商店街振興組合連合会(略称:県振連)第50回通常総会が令和元年5月13日(月)に神奈川中小企業センター(横浜市中区)にて行われました。

県振連は、県内商店街振興組合の連合組織として活動しており、県内商店街振興組合の活性化のために各商店街振興組合が主催する講習会への助成や、神奈川県・全国商店街振興組合連合会(略称:全振連)などから届く商店街活性化に関する情報提供を行っております。

総会では、事業報告・決算関係書類、事業計画・収支予算等の各議案が原案通り可決、決定しました。事業計画においては、本年度新たに実施するものとして同一日程で各商店街が各種イベントを行う「商店街まつり」や、昨年度に引き続き商店街が抱える課題解決のため、商店街活性化事例研究、商店街の情報化、経営力向上を図る講習会開催等が決議されました。

総会終了後は、中小企業診断士 森田俊朗 氏を講師に招き、「キャッシュレス決済」をテーマとしたセ

ミナーが開催されました。セミナーでは、キャッシュレス決済の概要と最新の状況について説明が行われ、セミナー終了後は受講者から活発に質疑が出るなど関心の高さがうかがえました。

～県振連に関するお問合せ～
 神奈川県中小企業団体中央会 組織支援部
 担当 高遠・嶋谷
 TEL:045-633-5133



セミナーの様子

神奈川県中小企業団体中央会

『中小企業労働事情実態調査』へのご協力をお願いします!

本会では、中小企業の労働事情を的確に把握し、適切な労働対策を樹立するための資料とすることを目的に、「中小企業労働事情実態調査」を実施しております。

本調査は、昭和39年より毎年全国で一斉に行われており(国内約5万事業所を対象)、神奈川県では県内の1,500事業所を対象に、調査へのご協力をお願いしております。

調査では、現在の経営状況や強み・課題、労働時間、雇用状況等について、調査票への回答をお願いしております。(※個々の企業名が公表されることはありません。)

調査にご協力いただきました企業様には、本会で作

成する報告書を送付させていただきます。(昨年度の報告書につきましては、本会ホームページからご覧いただけます。)

本年度も、調査をお願いする企業様には、本会より調査票をお送りいたしますので、回答へのご協力を何卒よろしくお願いいたします。

本調査に関しまして、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。

【お問合せ】

本会 企画情報部 TEL: 045-633-5134



平成30年度報告書

1. 調査対象事業所の数

2. 調査対象事業所の業種別数

3. 調査対象事業所の労働者数

4. 調査対象事業所の労働時間

5. 調査対象事業所の雇用状況

6. 調査対象事業所の経営状況

7. 調査対象事業所の課題

8. 調査対象事業所の強み

9. 調査対象事業所の意見

調査票の様式

1. 調査票の記入方法

2. 調査票の記入例

3. 調査票の記入欄

4. 調査票の記入欄

5. 調査票の記入欄

6. 調査票の記入欄

7. 調査票の記入欄

8. 調査票の記入欄

9. 調査票の記入欄

10. 調査票の記入欄

11. 調査票の記入欄

12. 調査票の記入欄

13. 調査票の記入欄

14. 調査票の記入欄

15. 調査票の記入欄

16. 調査票の記入欄

17. 調査票の記入欄

18. 調査票の記入欄

19. 調査票の記入欄

20. 調査票の記入欄

21. 調査票の記入欄

22. 調査票の記入欄

23. 調査票の記入欄

24. 調査票の記入欄

25. 調査票の記入欄

26. 調査票の記入欄

27. 調査票の記入欄

28. 調査票の記入欄

29. 調査票の記入欄

30. 調査票の記入欄

31. 調査票の記入欄

32. 調査票の記入欄

33. 調査票の記入欄

34. 調査票の記入欄

35. 調査票の記入欄

36. 調査票の記入欄

37. 調査票の記入欄

38. 調査票の記入欄

39. 調査票の記入欄

40. 調査票の記入欄

41. 調査票の記入欄

42. 調査票の記入欄

43. 調査票の記入欄

44. 調査票の記入欄

45. 調査票の記入欄

46. 調査票の記入欄

47. 調査票の記入欄

48. 調査票の記入欄

49. 調査票の記入欄

50. 調査票の記入欄

51. 調査票の記入欄

52. 調査票の記入欄

53. 調査票の記入欄

54. 調査票の記入欄

55. 調査票の記入欄

56. 調査票の記入欄

57. 調査票の記入欄

58. 調査票の記入欄

59. 調査票の記入欄

60. 調査票の記入欄

61. 調査票の記入欄

62. 調査票の記入欄

63. 調査票の記入欄

64. 調査票の記入欄

65. 調査票の記入欄

66. 調査票の記入欄

67. 調査票の記入欄

68. 調査票の記入欄

69. 調査票の記入欄

70. 調査票の記入欄

71. 調査票の記入欄

72. 調査票の記入欄

73. 調査票の記入欄

74. 調査票の記入欄

75. 調査票の記入欄

76. 調査票の記入欄

77. 調査票の記入欄

78. 調査票の記入欄

79. 調査票の記入欄

80. 調査票の記入欄

81. 調査票の記入欄

82. 調査票の記入欄

83. 調査票の記入欄

84. 調査票の記入欄

85. 調査票の記入欄

86. 調査票の記入欄

87. 調査票の記入欄

88. 調査票の記入欄

89. 調査票の記入欄

90. 調査票の記入欄

91. 調査票の記入欄

92. 調査票の記入欄

93. 調査票の記入欄

94. 調査票の記入欄

95. 調査票の記入欄

96. 調査票の記入欄

97. 調査票の記入欄

98. 調査票の記入欄

99. 調査票の記入欄

100. 調査票の記入欄

製造業

食料品

酒造

平成31年2月の課税移出数量について、特定名称酒合計は前年比95.6%と前年を下回った。特定名称酒以外の普通酒は前年比91.7%と前月に引き続き前年を下回った。合計でも前年比94.9%と前年を下回る結果となった。

ひもの

一部に生産・販売を伸ばした者も見られたが、業界全般の景況感は改善に至らず、殆どの組合員は厳しい経営を強いられた。今後、資材等の値上げに注視し、対応を考えなければならない状況にある。

木製品

家具

31年3月の全国住宅着工戸数は持ち家分譲が堅調で、76,558戸で前年同月比10.0%増と、4カ月連続増加。神奈川県は5,514戸で10.1%増と2カ月連続増加。思ったよりも堅調な推移であり、今後の動向を見守りたい。

印刷

製本

新元号関連の仕事が多少あったため、例年よりは良かったものの、予想よりは少なかった。10連休の影響で後半は仕事が溢れたが、10連休による売上減少を補いきれない程ではなかった。

印刷

当組合でも中小企業経営者の高齢化と後継者不足により、会社の事業承継は緊急の課題となっている。横浜市は、他団体と事業承継M&Aに関する協定を締結し、円滑な事業承継の支援を推進するという。当組合員にもその新しい試みの情報を知らせて役立てていく予定である。

化学・ゴム

石油製品

中国の環境規制及び3月に起きた江蘇省塩城市の爆発事故の影響により、原材料の同国からの輸入が滞るとともに、価格が大幅に上昇したため、操業に支障をきたしている。この状況はしばらく続くと思われる、この夏以降が不安である。

土窯石製品

砕石

骨材市況は受注残が高レベルで推移するなど需要は安定している。一方、運転手不足による輸送部門の制約が出荷に影響を与えており、さらに人材不足・働き方改革は実質的なコストアップに繋がっている。価格改定が実現しつつあるものの、収益では踊り場状態が続く。

鉄鋼

工業塗装

3月は防衛産業分野は不調であったが、民需が堅調であった。年度替わりとなった4月は前月の反動で受注は低調であった。長期の連休もあり受注の回復は5月中旬以降になると思われる。以降は防衛産業、民需ともそれなりに受注が見込まれる。

工業団地（相模原市）

先行きについては、厳しい見方が強いが、足元では、こじっかりの感触。

工業団地（相模原市）

売上・業況は前年並みで推移。恒常的な人手不足感から脱し切れず。外国人技能実習生受入れの新しいルート（ベトナム、インドネシア etc）を開拓する動きが顕著になりつつある。

工業団地（伊勢原市）

引き続き、景況不透明。

メッキ

業界全体に景況の不透明感が増している。依然人手不足は解消されず、生産額は二極性が顕著。

金属

金属製品

米中貿易摩擦での中国経済の減速傾向により、日本経済、中小企業にもその余波が現れ始めている。新しい特定技能外国人の取り組みを考えている企業もあるが、これもまだ未知数で、早急な人材不足を解消できるものではないため、人材確保には頭を抱えている。

製造業その他

工業中心の複合業種

変化なく横這い状況。先行き明るい話は殆ど聞こえてこない。連休明けに外国人労働者がますます増える様子。毎月外国人を雇い入れる企業が増えている。

景況天気図（前年比）

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況
全体	-14.9%	0.0%	5.4%	-14.9%	-31.1%	-24.3%	-9.5%	-13.5%	-29.7%
製造業	-4.8%	0.0%	4.8%	-9.5%	-23.8%	-23.8%	-9.5%	-9.5%	-19.0%
非製造業	-18.9%	0.0%	5.7%	-17.0%	-34.0%	-24.5%	—	-15.1%	-34.0%

【天気図の見方】各景況項目について「増加」（または「好転」）業種割合から「減少」（または「悪化」）業種割合を引いた値(KJ)をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、在庫数量はKJ値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方向に表した。KJとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。



※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

非製造業

卸	菓子卸 売上は昨年と比較すると横這いか、少し悪かったようである。10連休の影響は特にはなかったようだ。
	卸団地 全体的に売上減少基調にあるものの、直近においては大きな変化は見受けられない。人材の確保がボトルネックとなっている企業が見受けられる(常にその対策に企業側は苦慮している状況)。
	料理材料卸 大型連休を控え、仮需の様相が加わり、昨年と比べ、売上高は増加した。人手不足、運賃の値上げによる商品配送ロットの見直しや価格への転嫁、加えて、ガソリン代の上昇等々、流通業は厳しい環境が続く。また、10連休明けの消費は間違いなく落ち込むであろうと考えられる。
業	リサイクル 古紙市況は、中国向けに古紙輸入枠が段階的に増加してきているが、価格の上昇は難しい状況にある。連休明けの動向に注目していきたい。
	菓子 当組合のPB商品は昨年より販売数が良かった。話題性が良かったのか、人気が上がったとの声が聞かれたが、材料その他の値上分を商品価格に乘せることができず、利益は減少した。
	青果(横浜市) 4月取扱高は、前年同月対比3.77%の減少。ここ3年ほど取扱高が毎年10%減少しており小売業界全てで売上減少の傾向があったが、今年4月は思ったほど取扱高の減少はなかった。この辺が減少の頭打ちなのか、まだ減少するのか見通しがつかない状況。
小	青果(横須賀市) 4月も天候に恵まれ、野菜全体的には各産地とも生育は順調であり、入荷量も安定し相場も落ち着いた状況であった。総体的には、依然相場は安値であったが、販売量は前年比122%、取引高は前年比128%であり、売上高の伸び率を確保した状況であった。
	電化製品 家電リサイクル商品の指定取引場所が現在は川崎市内に一カ所もなく、川崎市内の電器店様が不便を感じている。各地で合同展示会が開催され客の来場率は前年よりUPしており、商品の売上も上向きになりつつある。
	鮮魚 後半は超大型連休を控え、買い控えなのか、普段よりもさらに売上減。
業	燃料 4月に入り、原油価格の上昇により、全油種あたり5円近く仕切価格が上昇してきている。しかしながら、末端市場におけるコスト転嫁が100%できない状況であり、さらに販売不振も重なり、資金繰りも悪化、経営環境もさらなる悪化の一途を辿っている状況である。
	共同店舗 10月より消費税が10%になるため、消費が冷え込んでいる。新規出店、契約申し込みがない。
	オートバイ 二輪車 ETC 助成キャンペーンが始まったことにより、組合全体の売上が増加した。若い人にもオートバイへの興味が出てきていることなど、様々なアンケートの結果によって出てきているが、車両本体価格・保険など、購入資金が高額なため購入できない状況を変えていく必要がある。
商	商店街(藤沢市) 館全体の売上・客数は前年並み。概ね、生鮮・飲食・加工食品を扱う店舗は善戦している。好調の店舗には、「新しい顧客層を取り込んでいる」「全体販促を利用し、かつ、個店販促も展開している」「スタッフが充足している」といった傾向が見られる。
	商店街(川崎市) 4月は気温の上下動が激しく、春物商品の動きが鈍いようだ。日銀の発表で景気状況が一服していると言われているが、すでに景気は下がってきていると感じる。商品の値段が徐々に上がっているのが効いてきていると思われる。秋の消費税増税を前に準備していけないと、難しい状況になりそうだ。
	商店街(横須賀市) 4月期は、汐入のイオンを核とするショッパーズプラザヨコスカが3月末にてリニューアルのため休業したことによると思われる来街者増加があり、売上も微増。
店	商店街(横浜市) 消費税増税を見据えた値上げが見られているが、価格を上げると客離れが心配である。

サ	温泉旅館 月初から中旬は、欧州からの来客が目立った。国内客は、ゴールデンウィーク特需で好調であった。宿泊単価は、上昇した。
	医療業 昨年1月の「流通改善ガイドライン」(厚労省)により薬剤仕入単価が軒並み上昇している。2019年度は10月に薬価改定があり、これまでの2年に1度の改定から、毎年改定となる。
	建物管理 人手不足、人件費の上昇により相変わらず支出が多く、状況は苦しい。値上をしてもらったり、新規物件の価格は上がっているため、売上高は良くなっているが、人件費の上昇分には追いついていない。業界ではロボットが出てきているが、オフィスの部屋内やトイレ清掃については現状、人の手で行うしかない。
I	プラント設計 最近では、日本人のみならず、外国人労働者を積極的に採用する組合員が増えてきた。
	建築設計 建築業界に大きな変動は見受けられなかった。新市庁舎移転、東京オリンピック開催が間近にせまり、何らかの良い情報を期待している。
	ファイナンシャルプランナー 平成30年度業績は、概ね堅調な結果であった。委託事業(県、市等)は応札するも、応札条件が厳しく、落札できない事業が数件生じており、今後の対策(事業担当者の入れ替えや増員等)を立案している。
ス	警備業 時期的に各種イベント増による売上の伸びが期待される。
	不動産鑑定 東日本不動産流通機構の調べによると、3月の首都圏の中古住宅の成約件数は前年同月比+6.0%、成約価格は△2.8%とのこと。神奈川県・横浜市・川崎市の成約件数も大幅に増加したが、成約価格は減少。住宅市況はやや低迷の感が強い。
	情報サービス業 顧客との単価交渉で、単価はUPしている。4～5月の10連休の影響で、売上の減少が懸念される。引合は多数。人手不足感あり。
業	管工事業 公共工事の発注の前倒しや民間の受注状況から、景気動向は好転とは言い切れないものの、多少は改善しつつあると思われる。ただし、業界においても技術者不足は否めない状況である。
	電気工事 人手不足のわりに単価は上昇しておらず、外注に頼っているため利益は思うほど出ていない。雇用に関しては毎年実施しているが中小企業には人材が集まらない。そのため最後の手段として外国人労働者の雇用を考えるとところがあるが、まさに今が難しい局面だと思われる。
	空調設備工事 今後は仕事量も多くなり、そのために人手不足が今以上に問題になっていく。人手不足で工事全体の遅れが出てくると思う。人手不足のために、若干単価が上がりつつある。
業	畳工事 行政関連事業が軌道にのり、組合の柱になりつつある(公社空屋修繕)。市の住戸改善工事第3期に発注情報があり、受注できれば嬉しい限りである。
	道路貨物 人手不足(ドライバー)は深刻で、高齢化も進んでいる。その影響で、車両の廃車も目立つ。その結果、売上は減少し負のスパイラルとなっている。また、燃料の高止まりと人件費の上昇で経営コストも上昇と、大変厳しい状況である。先行の見通しもなく、経営者は危機感を持っている。
	歯科技工 長期にわたり低迷している業界ではあるが、組合員各位の事業に対する積極性が強い推進力となり今期も黒字決算が報告できることとなった。4月から働き方改革法が施行され、社員を雇用している事業所では対応に追われている。
その他 の非製造業	不動産 公示価格が公表され地価は上昇傾向にあると発表されたが、相模原市や座間市においては住宅地の地価は微増、商業地ではリニア新幹線の新駅に沸く地域は大幅に地価を上げたものの、他は横這いの状況。ただし、バス便などの利便性の悪い所や傾斜地を造成した宅地などは敬遠されているので、実際の取引では売値を下げて対応していくしかないのが現状。



事前告知

「第71回中小企業団体全国大会」のご案内

令和元年11月7日(木)に鹿児島アリーナにて「第71回中小企業団体全国大会」が開催されます。開催概要は下記の通りとなっておりますので、是非ともご参加頂きますようお願い申し上げます。(正式なご案内は改めて送らせて頂きます)

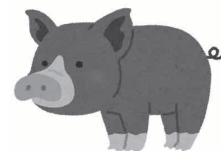
【開催概要】

開催日時：令和元年11月7日(木) 14時00分～17時00分

開催場所：鹿児島アリーナ(鹿児島県鹿児島市永吉1-30-1)

参加費：1人 6,000円(1,000円のお買物券付)

主催：全国中小企業団体中央会、鹿児島県中小企業団体中央会



また、本会主催の「鹿児島交流会」を下記の通り開催する予定となっておりますので、併せてご参加頂ければ幸いです。

【開催概要】

開催日時：令和元年11月7日(木) 17時00分～18時30分

開催場所：KUWAHARA Kan

(鹿児島県鹿児島市中央町11番地 鹿児島中央ターミナルビル7F
ソラリア西鉄ホテル内)

参加費：1人 10,000円

主催：神奈川県中小企業団体中央会

※正式な参加申し込みは後日、郵送にてご案内差し上げます。



【お問合せ】 本会 業務推進部 TEL: 045-633-5131

専務理事の

ちょっと役に立つ話

No.21

今回のテーマは「争いごとと解決法」についてです。

アリストテレスは「人間は社会的動物である」と言ったそうです(『政治学』)。社会の中で、人間は生きるために物を取り合ったり、争ったりします。政治とは「社会の中の限られた資源の再分配の方法やあり方」と定義できるようです。よりよい社会の営みを求めて、ギリシャの昔から政治体制のあり方が問われ語られていたのでしょう。

現在では多くの国で、争いの解決方法として多数決を基本とした民主主義による政治を取り入れています。少数意見を尊重しながら、どういった分配が社会のために正しい道なのかを議論し、最後は決を採って白黒をつけるものです。私たちは、今、この方式が最高の政治であり、正義に基づき争いごとを回避できる再分配法であろうと信じています。

争いごとを暴力に訴えずに平和裏に解決するには、子どもの頃からの道徳観、正義感の醸成が重要とされています。かつて、発達心理学の主流説では、争いごとと解決法における男児と女児の違いに着目して、男児の方が正義感の発達早いとされていたよ

うです。仲間同士で何かの遊びをやっていて、「アウトだ」「いやセーフだ」などともめ事が起こると、男児はくじ引きやじゃんけんのような簡単な勝負事できちんと白黒をつける傾向にあると言います。これに対して女児は決着をつけることなく、なあなあにして別の遊びに移行するか、その時の仲間を解散して帰ってしまう傾向にあり、それは正義感が未熟なせいだということです。

この主流説にキャロル・ギリガンという発達心理学者は『もうひとつの声』という著書の中で反論しています。女児がそうするのは、決着をつけたり白黒を決したりすると、どちらかが憂き目にあい、悲しい思いをし、しこりを残すからで、そのことを避けるために勝敗をあいまいにしていると主張します。心のケアの視点による一つの方法と言っているかもしれません。

どちらかに決めないといけない場合は採用できませんが、そうでなければ、実は賢い争いごと解決法ともいえそうです。正義は一つではないということをお教えてくれているような気がします。(西村)



逸 今月の品



『かながわの名産100選』より

#21 三崎港まぐろ トロちまき

三崎港まぐろを使用した無添加、手作りのまぐろ中華ちまきで、三崎朝市の名物商品。横浜中華街名店「重慶飯店」元料理長が、秘伝のネギ油で味付けし、作り上げたちまきは、国産もち米100%でまぐろとの相性がバツグン。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。

「かながわの名産100選」は県 HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>) でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
神奈川県 国際文化観光局 観光部 観光企画課
TEL: 045-285-0739(直通)

編集後記



6月中旬になり、1年も折り返し地点になります。毎年日々の業務に追われていると、1年がアツという間に終わっています。新年に立てた運動目標も2カ月で辞めてしまったので、残りの半年は続けられるように頑張ろうと思います。

企画情報部担当者

労務全般専門相談

○通常相談は無料、秘密厳守○

ご相談
常時受付中



↓お問合せはこちらまで↓
神奈川働き方改革推進支援センター
横浜市中区尾上町5-80
TEL: 0120-910-090
(平日9時~17時)

「ビジネスBLOG@神奈川県中央会」の運営のお知らせ

本会では、皆様のお役に立てるような情報を発信するビジネスブログを運営しています！今年度も6月から掲載をスタートし、「経営革新」、「ビジネス IT スキル」、「労務管理」の3つのテーマに沿って、毎月(令和元年6月~令和2年2月)情報を掲載していきます。

過去のバックナンバーも見ることができますので、是非、一度ご覧頂き、業務にお役立て頂ければ幸いです。なお、各テーマについては下記の専門家様に執筆依頼をしております。

「経営革新」

株式会社スプラム 代表取締役 竹内幸次 氏

「ビジネス IT スキル」

株式会社インプルーブキャリアデザイン 代表取締役 石川紀代美 氏

「労務管理」

社会保険労務士法人ことのほ 社会保険労務士 益子英之 氏

URL: <https://blog.goo.ne.jp/chuokai-kanagawa>
(本会 HP にもリンクがございます)



企業型確定拠出年金の導入はおすすめですか？

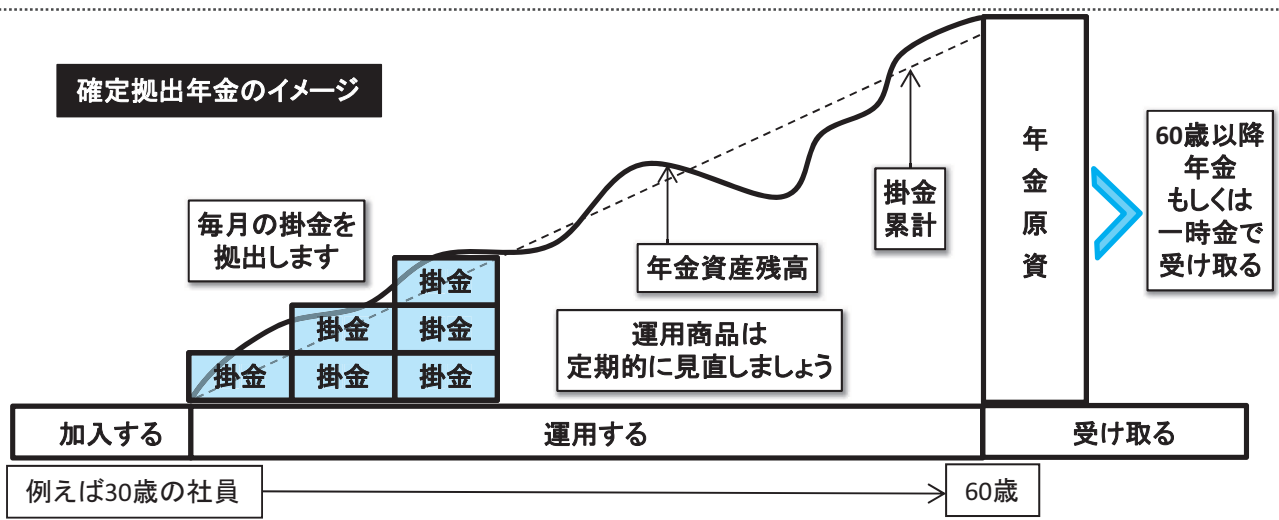
中小企業の経営者・役員・従業員の年金づくりに最適なプランです。

こんな悩みのある企業様におすすめです！

- ✓ 従業員全員に新しい制度について説明、加入させるのは困難。
- ✓ 企業型の導入を検討したが拠出金が負担。
- ✓ 導入後の投資教育についてわからない。



確定拠出年金のイメージ



確定拠出年金 3つのメリット

Point1【拠出時】
毎月の掛金は社会保険料の算定外となり、所得税軽減効果の期待

Point2【運用中】
運用期間中の運用益は非課税

Point3【受取時】
受取方法で公的年金控除・退職所得控除が適用

株式会社神奈川保険グループ

横浜市南区宮元町1-21-15

TEL:045-716-0002

FAX ⇨ 045-716-0005

切り取らずにこのままファックスしてください

会社名： _____ 役職： _____

お名前： _____

メール： _____ お電話番号 _____

お問合せ内容

- ☐ 制度詳細について ☐ 加入資格について ☐ 社会保険料や所得税の削減効果について
☐ その他



神奈川県中小企業団体中央会 ビジネスJネクスト制度のご案内



— 団体業務災害補償保険制度 —

従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか？

社長！！
作業中に高所から落ち、
従業員が亡くなりました！！

社長！！
セクハラにより会社が訴えられ
ています！！



社長！！
従業員が過労自殺して
使用者責任を問われています！！

社長！！
不当解雇が原因で損害賠償請求
をされています！！

最近の労災高額損害賠償例では、1億円を大きく超えた判決となるものがあり、脳・心臓疾患と精神障害によるものが増えています。(引受保険会社調べ)

判決容認額	年	年齢	業種	態様	備考
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	脳疾患後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害	脳疾患後遺障害
1億3,500万円	2002年	26歳	大学病院	研修医が過剰な勤務により過労死	心疾患過労死
1億6,800万円	2000年	24歳	広告代理店	過剰な長時間労働によりうつ病となり自殺	(うつ病) 過労自殺
1億6,524万円	1994年	(開示なし)	木材加工販売	木材積み込み作業中、チップ原木が落下し1級障害	災害後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、下記シートをご記入いただき、三井住友海上（045-461-0697）までFAXしてください。

貴社名	所属組合名		
ご住所			
ご担当者名			
TEL		FAX	
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい		

＜ご連絡先＞【取扱代理店】
大樹生命保険株式会社
横浜支社 TEL: 045-345-4203

【引受保険会社】
三井住友海上火災保険株式会社 横浜支店横浜第二支社
住所: 横浜市神奈川区栄町7-1 MYXビル4階
TEL: 045-461-8245
FAX: 045-461-0697

大樹生命保険株式会社

生命保険団体扱オーナーズプランのご案内 **大樹生命**

BESTパートナー



「経営者のリスクマネジメント」を目的に
組合員がご契約者となる生命保険契約です。

Owner's Plan

神奈川県中小企業団体中央会の会員組合の組合員
がご契約者の場合、団体扱*となり、一般扱(口座
振替扱月払等)よりも **割安な保険料** で
ご契約いただけます。

* 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございます。
※ 詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

よりそう保険。



大樹 Taiju Select
セレクト

無配当保障セレクト保険

ひとつひとつの、夢によりそう。

あなたにぴったりの保障を自由にセレクト!

詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

オーナーズプランは、上記以外の商品もお取り扱いしています。詳しくは下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 <https://www.taiju-life.co.jp/>

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 大樹生命ビル6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命ビル4F TEL:042-722-6368

2019年4月1日より、三井生命は大樹生命に社名を変更しました。

B-2019-1071 (2019.4)
使用期限 2020.3.31